

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
4月30日
(火曜日)

目次

告示

県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....二

救急診療所の認定(地域医療推進室).....一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定(長寿社会課).....一

道路の位置の指定(二件)(建築指導課).....二

公告

一般競争入札の実施(情報企画課).....二

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....四

土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....四

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五

選管告示

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....五

山口県告示第百八十六号

県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、平成二十五年五月一日以後の期間に係る年金た



る補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成二十五年四月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

表中「四、六一三元」を「四、五〇三元」に、「二、九五四円」を「二、九三三元」に、「五、〇二八円」を「五、〇〇七円」に、「五、六四八円」を「五、六一八円」に、「一三、〇九〇円」を「一三、六三四円」に、「六、二〇八円」を「六、一一二元」に、「一五、九四四円」を「一六、一三〇円」に、「六、六四七円」を「六、五二七円」に、「一八、四九八円」を「一八、五三五円」に、「六、九二五円」を「六、七四一元」に、「二一、六八五円」を「二一、九一一円」に、「六、九〇三元」を「六、八六一円」に、「二三、五二四円」を「二四、四五五円」に、「六、五五一元」を「六、四七九円」に、「二四、五五一円」を「二四、九九五円」に、「五、七七七円」を「五、八一一元」に、「二三、〇五二円」を「二三、一七一円」に、「四、六〇二元」を「四、六八三元」に、「一九、〇九〇円」を「一九、八一六円」に、「一五、二四七円」を「一四、三七六円」に改める。

山口県告示第百八十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成二十五年四月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
平生	クリニク	クセン	熊毛郡平生町大字平生町五六九の一	平成二八、三、三一	二

山口県告示第百八十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年四月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	療 称	所 在 機 関 地	指 定 年 月 日
よしかわ	脳神経外科クリ	宇部市東小串二丁目一番六号	平成二五、三、一
みらい	薬局	" " 三号	" " " "

山口県告示第百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年四月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

地 名 及 び 番 地	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	指 定 年 月 日
下松市生野屋西三丁目二二六三の七、一三六三の一、一三六三の二、一三六三の二九及び一三六三の二四	四・〇	五〇・八	平成二五、三、四、三
下松市南花園四丁目一四〇〇の二三から一四〇〇の二七まで、一四〇〇の二三地先、一四〇〇の二四地先、一四〇〇の二五地先及び一四〇〇の二七地先	六・〇	四七・一	" " 一八

山口県告示第百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年四月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

地 名 及 び 番 地	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	指 定 年 月 日

山陽小野田市日の出三丁目一七〇四の一の一部及び一七〇四の一の地先	四・〇	六・〇	一九二・七	平成二五、三、二八
----------------------------------	-----	-----	-------	-----------

山陽小野田市新有帆町七八九の九、七九一の一、七九一の三、八一九の四、八三〇の一の一部、八四一の九地先及び八三〇の一の地先	四・六	五・六	八五四・七	" " " "
--	-----	-----	-------	---------

山陽小野田市日の出二丁目一六七四の二の一部	四・〇	九〇・九	" " " "	" " 二九
-----------------------	-----	------	---------	--------

山陽小野田市大字植生字江尻二〇二六の一三及び二〇二六の一七の一部	五・一	五・五	七一・三	" " " "
----------------------------------	-----	-----	------	---------

山陽小野田市大字小野田字二反田一七七八六の一四の一部	四・〇	三三・四	" " " "	" " 四、三
----------------------------	-----	------	---------	---------

山陽小野田市大字鴨庄字焼田九〇の六並びに大字山川字堤ノ内四五の一四及び四五の一四地先	四・〇	三四・一	" " " "	" " 一一
--	-----	------	---------	--------



(二 三) 一 般 競 争 入 札 の 実 施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年四月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

サーバ用プリンタ 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県総合企画部情報企画課電子計算機室

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十三号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 平成二十五年四月三十日から同年六月十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県総合企画部情報企画課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県総合企画部情報企画課
 - (三) 受領期限
平成二十五年六月十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年六月十一日午前十一時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所

- (二) 日時
平成二十五年六月十一日午前十一時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 山本繁太郎
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課(電話〇八三一九三三二一八六〇)に問い合わせること。
- 十一 Summary
 - (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of Printers for Servers
 - (3) Use term: From September 1, 2013 to August 31, 2018
 - (4) Use place: Computer Office, Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2860)
 (6) Time-limit for tender: 5: 15 P.M., June 10, 2013 (In case of bringing a tender: 11: 00 A.M., June 11, 2013)

(一三三) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十五年四月三十日から同年八月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年四月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) 棕野ショッピングセンター

所在地 下関市新棕野一丁目一〇一七番

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社イズミ 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年十二月十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一三、五三八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

七五〇台

(二) 駐輪場の収容台数

七五〇台

一八八台

(三) 荷さばき施設の面積

八六一平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一三九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

開店時刻

閉店時刻

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十五年四月十五日

(一三三) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十五年四月三十日

山口県知事

山本 繁太郎

一 事業の名称

県営赤谷地区生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業

二 事業の種類

用排水施設の改修

三 工事完了の時期

平成二十四年八月十七日

一 事業の名称

県営中須北地区生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業

- 二 事業の種類
用排水施設の改修
- 三 工事完了の時期
平成二十四年五月十日

- 一 事業の名称
県営中須北地区生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業
- 二 事業の種類
農道の整備
- 三 工事完了の時期
平成二十四年五月十日

(二三四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年四月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市瑞穂町四丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市瑞穂町四丁目九番一八号
吉岡 信正
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市大字小野田字下ノ前
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇部市大字妻崎開作五七四番地の二
小路 壮



山口県選挙管理委員会告示第六十四号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

「岩国市黒磯町二丁目五番一号」を「岩国市愛宕町二丁目一番一号」に改める。

平成二十五年四月三十日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁